建築工事共通仕様書

平成２１年７月

中日本高速道路株式会社

建築工事共通仕様書

総　目　次

総　目　次

目　　次

第１章　総　　則

第１節　目　　的

１．１．１　目的

建築工事共通仕様書（以下「共通仕様書」 という。）は中日本高速道路株式会社（以下｢当社」という。）が発注する建築工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、工事実施上必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

第２節　用語の定義

１．２．１　用語の定義

契約書類に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　「契約書類」とは、契約書第１条に規定する契約書及び設計図書をいう。

(2)　「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)、入札者に対する指示書、質問回答書及びこれらを補足する書類をいう。

(3)　「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は特別な事項を定める書類をいう。

また、甲がその都度提示した変更特記仕様書若しくは追加特記仕様書を含むものとする。

(4)　「図面」とは、入札に際して甲が交付した設計図及び甲から変更又は追加された設計図をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあっては、契約書類及び監督員の指示に従って作成されたと監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。

(5)　「施工図等」とは、施工図、原寸図、工作図、製作図、その他これらに類する詳細図等をいう。

(6)　「監督員」とは、契約書第９条第１項の規定に基づき、甲が定め乙に通知した者をいう。

(7)　「副監督員」、「主任補助監督員」及び「補助監督員」とは、本章 1.6.2、1.6.3 及び 1.6.4 の規定に基づき、監督員が定め乙に通知した者をいう。

(8)　「主任管理員」とは、本章 1.6.5 の規定に基づき、監督員が定め乙に通知したものをいう。

(9) 「管理員」とは、本章 1.6.6 の規定に基づき、主任管理員が定め乙に通知したものをいう。
(10) 「請負人等」とは、当該工事請負契約書の請負人又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
(11) 「監督員の指示」とは、監督員が請負人に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって指示し、実施させることをいう。
(12) 「監督員の承諾」とは、請負人等が監督員に対して書面で申し出た事項について監督員が書面をもって了解することをいう。
(13) 「監督員と協議」とは、協議事項について、監督員と請負人等とが結論を出すために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
(14) 「基本要求品質」とは、工事目的物の引渡しに際し、施工の各階における完成状態が有している品質をいう。
(15) 「しゅん功検査」とは、契約書第 31 条第２項の規定に基づき、工事の完成を確認するために行う検査をいう。
(16) 「一部しゅん功検査」とは、契約書第 38 条第１項の規定に基づき、指定部分の完成を確認するために行う検査をいう。
(17) 「しゅん功検査員」「一部しゅん功検査員」とは、それぞれ契約書第 31 条第２項の規定に基づき、「しゅん功検査」又は「一部しゅん功検査」を行うため甲が定めた者をいう。
(18) 「出来形部分」とは、契約書類の規定に従い適正に履行された工事の部分をいう。
(19) 「出来高」とは、契約書第 37 条第３項の規定に基づき、確認された工事の出来形部分の請負代金額をいう。
(20) 「数量の検測」とは、工事の出来形部分の測定及び施工内容の確認をいう。
(21) 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。
ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又はＥメールにより伝達できるものとするが、後日、有効な書面と差換えるものとする。
(22) 「変更設計図面」とは、契約変更時の添付図面として、入札に際して甲が交付した設計図を､監督員が乙に行った工事の変更指示に基づき修正したものをいう。
(23) 「同等品以上の品質」とは、品質について、特記仕様書で指定する品質､又は特記仕様書に指定がない場合には､監督員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、若しくは、監督員の承諾した品質をいう。
(24) 「JIS」とは、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本工業規格をいう。
(25) 「JAS｣とは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

(昭和25年法律第175号に基づく日本農林規格をいう。

(26) 「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行した資料をいう。

(27) 「参考」とは、契約書類に含まれない図書で、甲及び乙を拘束するものではない。

第 3 節　日数等の解釈

１．３．１　日数等の解釈

契約書類における期間の定めは契約書第1条第9項の規定によるものとするが、工期以外の日数の算定に当たっては、12月29日から翌年1月3日及び5月3日から5月5日までの期間の日数は算入しないものとする。

第 4 節　契約書類の解釈

１．４．１　契約書類の相互補完

契約書類は、相互に補完し合うものとし、 そのいずれか一つによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

１．４．２　共通仕様書、特記仕様書及び図面の優先順位

共通仕様書、特記仕様書又は図面との間に相違がある場合には、特記仕様書、図面、共通仕様書の順に優先するものとする。

１．４．３　図面の実測値と表示された数字の優先順位

図面から読み取って得た値と図面に書かれた数字との間に相違がある場合は、数字が優先するものとする。

第 5 節　設計図書の貸与及び照査

１．５．１　設計図書の貸与

監督員は、乙からの要求があり、必要と認めるときは、図面の原図を貸与する。

ただし、各種施工管理要領、工事記録写真等撮影要領(施設編)及び工事記録作成要領等市販・公開されているものにあっては、乙の負担において備え

るものとする。

1．5．2　設計図書の照査

乙は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、乙は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

1．5．3　設計図書の保管

乙は、契約の目的のために必要とする以外は、設計図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

第6節　監督員及び主任補助監督員等

1．6．1　監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき、監督員に委任した権限は次の各号に掲げるものをいう。

(1) 契約書第2条の規定に基づき行う関連工事の調整
(2) 契約書第15条の規定に基づき行う支給材料及び貸与品の取扱い
(3) 契約書第16条第4項の規定に基づき乙に代わって行う物件の処分、工事用地等の修復若しくは跡片付け
(4) 契約書第16条第5項の規定に基づき行う乙のとるべき措置の期限、方法等の決定
(5) 契約書第18条第3項の規定に基づき行う調査結果の通知
(6) 契約書第18条第4項の規定に基づき行う設計図書の訂正又は変更
(7) 契約書第19条の規定に基づき行う設計図書の変更
(8) 契約書第20条の規定に基づき行う工事の全部又は一部の施工の一時中止の指示
(9) 契約書第22条の規定に基づき行う工期の短縮変更の請求
(10) 契約書第23条の規定に基づき行う工期の変更日数に関する協議、決定
(11) 契約書第24条第3項の規定に基づき行う増加費用又は負担額に関する協議、 決定のうち次に掲げる事項
　1）　契約書第8条の規定に基づき行う費用の負担
　2）　契約書第15条第7項の規定に基づき行う費用の負担
　3）　契約書第17条第1項の規定に基づき行う費用の負担

４） 契約書第 18 条第５項の規定に基づき行う費用の負担
５） 契約書第 19 条の規定に基づき行う費用の負担
６） 契約書第 20 条第３項の規定に基づき行う費用の負担
７） 契約書第 22 条第３項の規定に基づき行う費用の負担
８） 契約書第 26 条第４項の規定に基づき行う費用の負担
９） 契約書第 27 条の規定に基づき行う費用の負担
10） 契約書第 28 条の規定に基づき行う費用の負担
11） 契約書第 29 条第４項の規定に基づき行う費用の負担
12） 契約書第 33 条第３項の規定に基づき行う費用の負担

(12) 契約書第 25 条第３項の規定に基づき行う変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額に関する協議、 決定

(13) 契約書第 30 条の規定に基づき行う設計図書の変更内容に関する協議、決定

(14) 契約書第 33 条第１項の規定に基づき行う部分使用に関する協議、決定

(15) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第 12 条第 1 項の規定に基づく説明先及び同法第 18 条の規定に基づく報告先

１．６．２ 副監督員

監督員は、必要と認めた場合には自己を補佐するとともに技術に関する点検及び指導を行うための副監督員を置くことができる。この場合において、監督員は、副監督員の氏名を乙に通知するものとする。

１．６．３ 主任補助監督員

監督員は、自己を補助させるため主任補助監督員を定め、監督員の権限とされる事項のうち監督員が必要と認めた権限を委任することができるものとする。

この場合において、監督員は主任補助監督員の氏名を乙に通知するものとし、委任した権限の内容は特記仕様書に示すものとする。

１．６．４ 補助監督員

監督員は、自己又は主任補助監督員を補助させるため補助監督員を定め、自己又は主任補助監督員の権限とされる事項のうち監督員が必要と認めた権限を委任することができるものとする。この場合において、監督員は補助監督員の氏名を乙に通知するものとし、委任した権限の内容は特記仕様書に示すものとする。

１．６．５　主任管理員

監督員は、建設コンサルタント等、第三者に委託したものの中から主任管理員を定め、監督員、主任補助監督員又は補助監督員の権限とされる事項のうち監督員が必要と認めた権限を付与することができるものとする。この場合において、監督員は主任管理員の会社名及び氏名を乙に通知するものとし、委任した権限の内容は特記仕様書に示すものとする。

１．６．６　管理員

主任管理員は、自己を補助させるための管理員を定め、監督員から付与された権限の全部又は一部を共同して行使できるものとする。この場合において、主任管理員は管理員の指名及び共同して行使する権限の内容を乙に通知するものとする。

第 7 節　現場代理人等

１．７．１　現場代理人等の設置

(1) 契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者(以下「現場代理人等」という。)は、乙に所属する者とする。乙は、監督員から監督員の指示した雇用関係を示す書面の提出を求められた場合は、その求めに応じなければならない。

(2) 契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき設置する専任の主任技術者又は監理技術者は、契約締結後、現場施工に着工するまでの期間は、専任を要しないものとする。

(3) 入札前に競争参加資格確認資料又は技術資料（以下「確認資料等」という。）を提出した工事における現場代理人、主任技術者及び監理技術者の配置については次のとおりとする。

１）現場代理人、主任技術者及び監理技術者のうち必ず 1 名以上は、確認資料等の「配置予定の現場代理人又は主任（監理）技術者の工事経験」を求める様式に記載した者の中から選定し、選定した者を原則として契約期間中配置しなければならない。

２）主任技術者及び監理技術者は、確認資料等の「配置予定の主任 (監理) 技術者の資格」を求める様式に記載した者の中から選定し、選定した者を原則として契約期間中配置しなければならない。
なお、監理技術者は監理技術者資格者証及び監理技術者終了証を有する者でなければならない。

３）共同企業体（経常建設共同企業体を含む）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者又は監理技術者を必ず 1 名以上選定しなければならな

い。

なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が 3,000 万円(建築一式工事の場合は 4,500 万円)以上になるときは、構成員のうち１社は監理技術者を配置しなければならない。

４）病気・死亡・退職等極めて特殊な事情により、上記１）及び２）の手続きにより選定した者を配置することが困難な場合にあっては、監督員の承諾を得て確認資料等に記載した技術者と、１）の場合は同等以上の工事経験を有するものを、２）の場合は同等以上の資格を有する者を配置することができるものとする。

(4)　確認資料等を提出しない工事における現場代理人等の配置については次のとおりとする。

１）主任技術者及び監理技術者は、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る有資格者を選定し、選定した者を原則として契約期間中配置しなければならない。

なお、監理技術者は監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者でなければならない。

２）経常建設共同企業体を構成する場合は、構成員毎に当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者又は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る国家資格を有する主任技術者を必ず１名以上選定しなければならない。

なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が 3,000 万円(建築一式工事の場合は 4,500 万円)以上になるときは、構成員のうち１社は監理技術者を配置しなければならない。

３）病気・死亡・退職等極めて特殊な事情により、継続配置することが困難な場合にあっては、監督員の承諾を得て同等以上の者を配置することができるものとする。

４）詳細設計、構造物又は機器の製作等工事作業期間と現場作業期間で現場代理人等の配置者を変更する場合は、(3) ４）及び（4) ３）に記載する特殊な事情に該当するものとする。

１．７．２　現場代理人の権限

契約書第 10 条第２項に規定する「設計図書に示したもの」とは、次の各号に掲げるものをいい、現場代理人は、これらの権限を行使することができないものとする。

(1) 契約変更に係るもの

本章 1.36.1 に規定するもの

(2) 請負代金の請求及び受領に係るもの

1）契約書第 32 条第 1 項及び第 38 条の規定による請負代金の請求

2）契約書第 34 条第 1 項及び第 40 条の規定による前払金の請求

3）契約書第 37 条第 1 項、 第 5 項及び第 41 条の規定による部分払の請求

4）契約書第 37 条第 2 項及び本章 1.39.1 に規定する出来形部分の確認請求及び結果の受理

5）契約書第 39 条第 2 項及び第 3 項の規定による年度出来高予定額の承諾願の提出

6）契約書第 45 条第 4 項の規定による遅延利息の請求

7）契約書第 42 条第 1 項の規定による第三者による代理受理の承諾願の提出

8）本章 1.41.1 の規定による金融機関の口座の指定

9）本章 1.39.2 の規定による工事出来形部分検査額の提出期限の変更協議

(3) 契約の解除に係るもの

契約書第 49 条に規定するもの

(4) 工事関係者に関する措置請求に係るもの

契約書第 12 条に規定するもの

(5) 工事の完成に係るもの

1）契約書第 31 条第 1 項、本章 1.40.1 及び第 38 条の規定による通知

2）契約書第 31 条第 2 項及び第 38 条の規定による検査結果の受理

3）契約書第 31 条第 4 項及び第 38 条の規定による工事目的物の引渡し申し出

(6) 権利義務の譲渡等に係るもの

契約書第 5 条の規定による承諾願の提出

(7) 紛争の解決に係るもの

契約書第 52 条及び第 53 条に規定するもの

1．7．3　現場代理人等の常駐

現場代理人は、契約書第 10 条第 2 項の規定に基づき、施工が実際に進行している間は工事現場に常駐しなければならない。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

なお、監督員の承諾により、乙は契約上のいかなる責任又は義務を免れるものではない。

第 8 節　提出書類

1．８．１　監督員を経由しない提出書類

契約書第９条第５項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、次の書類をいう。

(1) 契約書第４条の規定による保証証券の寄託
(2) 契約書第 12 条第４項の規定による監督員に関する措置請求
(3) 契約書第 32 条第１項及び第 38 条の規定による請負代金の支払に係る請求書
(4) 契約書第 34 条第１項及び第 40 条の規定による保証証書の寄託及び前払金の支払に係る請求書
(5) 契約書第 35 条及び第 40 条の規定による変更後の保証証書の寄託
(6) 契約書第 37 条第１項、第５項及び第 41 条の規定による部分払の請求書
(7) 契約書第 42 条第１項の規定による第三者による代理受理の承諾願
(8) 契約書第 45 条第４項の規定による遅延利息の請求書
(9) その他現場説明の際指定した書類

1．８．２　提出書類の様式

乙が甲に提出する書類で様式が定められていないものは、乙において様式を定め、提出するものとする。ただし、甲又は監督員がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

第 9 節　工事用地等の使用

1．９．１　工事用地等の使用

乙は契約書第 16 条第１項に規定する「工事用地等」を無償で使用することができるものとする。ただし、工事用地等は、専ら工事の施工目的に使用するものとする。

1．９．２　乙が確保すべき工事用地等

工事の施工上当然必要とされる用地及び特記仕様書において乙が確保すると規定した場合の用地については、乙の責任で確保し、これを安全に保全管理するものとする。

この場合において、工事の施工上当然必要とされる用地とは、営繕用地（請負人の現場事務所、宿舎、駐車場等）及び型わく又は鉄筋作業場等専ら乙が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

ただし、特記仕様書に使用が可能とされた当社所有敷地が定められている場合は、許可を得て特記仕様書記載の目的に使用することが出来るものとする。

1．９．３　苦情又は紛争の防止

乙は、前項の土地の使用にあたっては、事故・損傷を防止しなければならない。また、苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

1．９．４　施設管理

乙は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第 33 条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以ってしても不都合が生じる恐れがある場合は、その処置について監督員と協議するものとする。

第 10 節　関係官公署及び関係会社への手続き

1．10．１　関係官公署及び関係会社への手続き

乙は、道路、鉄道、河川、水路、電力施設、通信施設、ガス施設及び水道施設等に関連する箇所の施工及び使用に当たっては、乙の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただしこれにより難い場合は、監督員の指示を受けなければならない。

乙は、これらの打合せ、協議等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

第 11 節　地元関係者との交渉

1．11．１　地元関係者との交渉

乙は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。乙は、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

1．11．２　地元関係者との紛争の防止

乙は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

1．11．３　地元関係者との紛争の解決

乙は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

1．11．４　交渉文書等の整備

乙は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で 確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

第 12 節　着 工 日

1．12．1　着工日

乙は､契約締結後 30 日以内に着工しなければならない｡この場合において、着工とは、乙が工事の施工のため現地に事務所等の建設又は測量等を開始することをいう。

第 13 節　作 業 日

1．13．1　作業日

乙は、夜間、土曜、日曜、祝日(振替休日を含む)及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間に作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、乙は、理由を付した書面を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。

第 14 節　工事の下請負

1．14．1　下請負の要件

乙は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさ なければならない。

(1) 乙が工事施工につき総合的に企画、指導及び調整するものである　こと。

(2) 下請負人が当社における資格登録取消又は資格登録停止の措置期間中でないこと。

(3) 下請負人は当該下請負工事の施工能力を有すること。

1．14．2　施工体制台帳等

(1) 施工体制台帳

乙は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請負が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）が 3、000 万円(建築一式工事の場合は 4、500 万円)以上になるときは、別に定める国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに監督員に提出しなければならない。

なお、施工体制台帳を修正したときも同様とする。

(2) 施工体系図の提出

乙は、前項に示す施工体制台帳を作成した場合は、国土交通省令の定めに従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に揚げなければならない。また施工体系図に記載した乙の監理技術者、主任技術者及び専門技術者並びに下請負人の主任技術者の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を表示した技術者台帳（様式第 21 号）を作成し、工事現場に備えなければならない。

乙は、作成した施工体系図及び技術者台帳を監督員に提出しなければならない。

なお、施工体系図及び技術者台帳を修正したときも同様とする。

第 15 節　請負人相互の協力

1．15．1　請負人相互の協力

乙は、隣接工事又は関連工事の請負人と十分に調整の上相互に協力し、施工しなければならない。

また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

第 16 節　工事関係者に対する措置

1．16．1　現場代理人に対する措置

甲は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがある場合は、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1．16．2　上記以外の技術者に関する措置要求

甲又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがある場合は、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第 17 節　技術業務

1．17．1　工事内容の変更等の補助業務

乙は、契約書第 18 条及び第 19 条の規定に基づき甲が行う業務の補助として必要な次の各号に掲げる作業を、監督員の指示に従い実施しなければならない。

(1) 工事材料に関する調査試験
(2) 測量等現地状況の調査
(3) 設計、図面作成及び数量の算出
(4) 観測業務
(5) 施工方法の検討
(6) 変更設計図面の作成
(7) その他資料の作成及び上記に準ずる作業

1．17．2　特殊な調査及び試験への協力

乙は、甲が自ら又は甲が指定する第三者が行う特殊な調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、甲は具体的な内容等を事前に乙に通知するものとする。

(1)　公共事業労務費調査

乙は、当該工事が甲の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次に掲げる協力をするものとする。また、工期経過後においても同様とする。

①調査票等に必要事項を正確に記入し、甲に提出する等必要な協力をするものとする。
②調査票等を提出した事業所を甲が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力するものとする。
③正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うものとする。
④対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負

工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が上記と同様の義務を負う旨を定めるものとする。

(2)　諸経費動向調査

乙は、当該工事が甲の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をするものとする。また、工期経過後においても同様とする。

(3)　施工実態調査

乙は、当該工事が甲の実施する施工実態調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をするものとする。また、工期経過後においても同様とする。

(4)　乙の独自の調査・試験等

乙は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、その承諾を得るとともに、その成果を発表する場合においても、事前に甲に説明し、承諾を得るものとする。

1．17．3　費用負担

甲は、1．17．1、1．17．2のうち、ボーリングを必要とする地質調査、応力計算又は比較検討等を必要とする高度な設計、電波障害調査等特別な費用を要するものについては、その費用を負担するものとし、その他の場合は乙の負担とする。

1．17．4　創意工夫の提出

乙は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項（様式第 22・23 号）について、工事完了までに監督員に提出するものとする。なお前述の項目に関する内容がない場合は、「該当無し」の旨を提出するものとする。

第 18 節　工程表及び履行報告

1．18．1　工程表の提出

契約書第３条第１項に規定する「設計図書に基づく工程表」は、様式第 19 号に定めるものとする。

1．18．2　履行報告

乙は、契約書第 11 条の規定に基づき、様式第 20 号に定める様式により月ごとの工事結果及び翌月以降の予定を示す工程表を、毎月末日までに監督員に提出しなければならない。

1．18． 3　工事の進捗

(1) 監督員は、乙の責により工事等の進捗が遅れ、完成期限に間に合わないと判断する場合には、その旨乙に通知するものとする。

(2) 乙は、前項の通知を受けたときは、完成期限を厳守するために必要な対策について監督員の承諾を得た上で、自らの負担でこれを実施しなければならない。

第 19 節　施工計画書

1．19． 1　施工計画書の提出

乙は、工事着手前に次の各号に掲げる事項を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。ただし、各工種ごとの細部計画等、工事着手前に提出することが困難なものについては、当該工種に着手する前に別途提出することができるものとする。

なお、監督員は、提出された施工計画書に不備もしくは明らかなかし等がある場合は、乙に対し修正を求めることができるものとする。

（１） 工事概要
（２） 計画工程表
（３） 現場組織表
（４） 安全管理
（５） 施工方法（主要施工機械、仮設設備計画及び工事用地等を含む）
（６） 施工管理計画
（７） 緊急時の体制及び対応
（８） 交通管理
（９） 環境対策
(10) 現場作業環境の整備
(11) 建設副産物
(12) 仕様書に定められた事項
(13) その他必要事項

1．19． 2　施工計画書の承諾

乙は、仕様書で施工計画の承諾を得るものとされた事項については、当該事項に着手する１箇月前までに監督員に別途提出し、その承諾を得なければならない。

1．19． 3　変更施工計画書

乙は、施工計画書の重要な内容を変更する場合は、その都度速やかに、監督員に変更施工計画書を提出し、必要な事項については承諾を得なければならない。

1．19．4　その他

入札前に提出した確認資料等に、施工計画に関する事項を記載した工事にあっては、これら提出した資料に基づき施工計画を作成するものとする。

第 20 節　材　　料

1．20．1　使用材料

工事に使用する材料は、仮設物を除き新品でなければならない。ただし、特記仕様書に再使用などがある場合は、この限りではない。

1．20．2　使用機器及び材料の品質

契約書第 13 条第１項に規定する「中等の品質」とは、JIS 及び JAS 規格が定められている場合にあってはこの規格に適合したもの、又はこれと同等の品質を有するものをいう。

1．20．3　材料の承諾等

(1) 乙は、工事に使用する材料については、あらかじめ品名、製造元、品質規格及び使用概算数量等を明記する他、品質を判定できる資料を添付した工事材料承諾願（様式第３号）を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。ただし、別に定めるものを除き JIS 及び JAS マーク表示の認可を受けた材料については、あらかじめ、品名、製造元、JIS 又は JAS の品質規格を確認し、これらの他、使用概算数量等を明記した工事材料使用届（様式第５号）を監督員に提出すればよいものとする。

(2)　乙は、(1)のうち施設機材仕様書による材料の承諾を得る場合の品質を判定できる資料については、次のとおりとする。

1)　機器承諾時検査で定められた項目については、乙が立会して確認した資料、工事材料の承諾時に第三者機関により品質が証明された資料又は当該工事に係らず材料製造会社以外の者が立会して確認した資料を添付する。

2)　機器完成時検査で定められた項目については、1．20．7による。

1．20．4　不良品の使用

乙は、監督員の承諾を得たものであっても、不良品、破損又は変質したものについては、使用してはならない。

1．20．5　工事用材料及び製品の規格

この仕様書に示す材料及び製品の規格は、日本国内の規格によっているが、

乙は、監督員が承諾する試験機関の確認を得たもの、又は監督員が本仕様書の規格と同等以上と認めたものを使用することができる。

なお、品質の確認のために必要となる費用は、乙の負担とする。

1．20．6　色等の指示

指定色及び字体等は、設計図書又は監督員の指示によるものとする。

1．20．7　材料の搬入及び検査

乙は、材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、工事材料検査願（様式第４号）を監督員に提出し、検査を受けなければならない。

ただし、特記仕様書又は監督員が指示する軽微な材料についてはこの限りではない。

1．20．8　材料検査に伴う試験

(1) 試験は、次の場合行うものとする。

ａ）　設計図書に定められた場合

ｂ）　試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。

(2) 試験は、監督員の承諾を受けて供試体を作成し、監督員の承諾を受けた場合は、工事現場など試験所以外の場所で試験を行うことができるものとする。

(3) 試験が完了したときは、その成績書を速やかに監督員に提出しなければならない。

第 21 節　支給材料

1．21．1　支給材料

契約書第 15 条の規定に基づき、材料を支給する場合は、支給材料の品名、規格、形状寸法、数量、引渡し時期、引渡し場所を特記仕様書に定めるものとする。

なお、契約書第 15 条第 3 項に規定する受領書は、様式第 24 号によるものとする。

1．21．2　支給材料の管理

乙は、甲から支給材料を受領したときは、適正に保管しなければならない。

1．21．3　支給材料の返還

乙は、材料の支給を受けた工事の完了時において、未使用の支給材料がある場合には、返還書（様式第 25 号）を作成し、監督員に提出するとともに支給材料を返還しなければばらない。

第 22 節　工事中の安全の確保

1．22．1　安全対策

(1) 乙は、工事関係者だけでなく、付近住民、一般通行人及び一般通行車両等の第三者の安全確保を図らなければならない。

(2) 乙は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡体制を確保し、工事中の安全を確保しなければならない。

(3) 乙は、道路、鉄道、河川、水路、電力施設、通信施設、ガス施設及び水道施設等又は建築物の近傍における工事の施工に当たっては、これらに損害を与えないように十分に注意しなければならない。

(4) 乙は、工事現場を明確に区分し、第三者の工事現場への立入りを防止する措置を講じなければならない。

(5) 乙は、工事の施工に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、事故を防止しなければならない。

また、現場に則した安全訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により毎月、半日以上の時間を割当て安全教育を実施し監督員に報告するものとする。

なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するとともに、その実施状況を報告するものとする。

①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
②当該工事内容、手順等の周知徹底
③工事安全に関する法律、通達、指針等の周知徹底
④当該工事における災害対策訓練
⑤当該工事現場で予想される事故対策
⑥その他、安全・訓練等として必要な事項

(6) 前記(1)、(2)、(3)、(4)、(5)に要する費用は、諸経費に含まれるものとする。

1．22．2　交通安全

(1) 乙は、工事用車両（生コン車等の資材搬入用車両も含む。）の運行に当

たっては、十分な安全管理を実施し、事故等を防止しなければならない。

(2) 乙は、工事に使用する車両について、監督員の指示に従い一般の車両と区別するための措置を講じておかなければならない。

1．22．3　工事の安全

(1) 乙は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による安全協議会を組織するものとする。

(2) 監督員が、労働安全衛生法 第 30 条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、乙を指名した場合には、 乙はこれに従うものとする。

(3) 乙は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

(4) 乙は、高所作業、深部の掘削その他特殊な作業については、有資格者又は適切な労働者を使用するものとする。

(5) 乙は、足場工の施工に当たり、枠組み足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省　平成 21 年 4 月)」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した場合に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。

1．22．4　火災の防止

乙は、工事中の火災予防のため次の各号に掲げる事項を厳守するものとする。

(1) 伐開除根、掘削等の作業前に雑木、草等を野焼きしてはならない。なお、やむを得ず焼却する場合には、所轄消防署に連絡し、その指示を受けるものとする。

(2) 乙は、 使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。

(3) 乙は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺を整理しなければならない。

1．22．5　危険物の取扱い

乙は、爆発物又は危険物等を備蓄し、使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指示に従い、適切な措置を講じておかなければならない。

1．22．6　災害の防止

(1) 乙は、工事の施工中における豪雨、豪雪、出水及び強風等に対し、常に災害を最小限に食い止めるための機材等を準備するとともに、防災体制を確立しておかなければならない。

(2) 乙は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況、を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。

(3) 災害発生時においては、第三者及び作業員の安全確保をすべてに優先させるものとする。

1．22．7　事故等の報告

乙は、工事の施工中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、工事中事故報告書（様式第 18 号）を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第 23 節　環境対策

1．23．1　環境対策の基本姿勢

乙は、関連法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染及び水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。特に次の各号に示す地域の工事施工には十分な対策を講じなければならない。

(1) 相当数の住居が集合している区域

(2) 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホーム等の敷地の周囲おおむね 80m区域

(3) その他騒音、振動が問題となる区域

(4) 一般道路への工事用車両の乗り入れ区域

(5) 河川、溜池、地下水等を用水とする地域

1．23．2　環境問題への対応

乙は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員から指示があればそれに従わなければならない。第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、乙は、本章 1.11.3 及び 1.11.4 の規定に従い対応しなければならない。

1．23． 3　第三者への損害

甲又は監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合に、乙に対して、乙が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は必要な資料を提出しなければならない。

1．23． 4　排出ガス対策方建設機械の使用

乙は、工事の施工にあたり、表１-1 に示す一般工事用建設機械を使用する場合またはトンネル坑内作業にあたり、表 1-2 に示すトンネル工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号)」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 14 年 4 月 1 日付け国総施第 225 号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号)」もしくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。ただし、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。

表1-1　一般工事用建設機械

機　　種	備　　考
・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転式オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

表1-2　トンネル工事用建設機械

機　　種	備　　考
・バックホウ・トラクタショベル・大型ブレーカ・コンクリート吹付機・ドリルジャンボ・ダンプトラック・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

１．23．５　低騒音型・低振動型建設機械の使用

乙は、当該工事において、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日)によって低騒音・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(建設省告示、平成 9 年 7 月 31 日)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって監督員と協議することができるものとする。

第 24 節　文化財の保護

１．24．１　文化財の保護

乙は、工事施工に当たって文化財（文化財保護法にいう文化財をいう。以下同じ。）の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ工事中に文化財を発見したときは、直ちに監督員に報告し、その指示に従わなければならない。

１．24．２　埋蔵物の発見

乙が工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、甲の委嘱に応じ当該埋蔵物を発見したものとみなし、甲は、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

第 25 節　建設副産物

１．25．１　産業廃棄物

乙は、産業廃棄物が搬出される工事の施工にあたっては、産業廃棄物管理

表（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに監督員が求めた場合は提示しなければならない。

なお、産業廃棄物の処分については、種類、発生量、分別・保管・運搬・処分の方法、処理業者への委託内容等について施工計画書に記載しなければならない。

1．25．2　再生資源及び建設副産物

乙は、特記仕様書に示す再生資材の使用及び建設副産物の活用等を行う他、関連法令を遵守して建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

(1)　乙は、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号、最終改正平成 14 年 2 月 8 日法律第 1 号)に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。また、建設副産物責任者について、乙に所属するものの中から選定し、施工計画書に記載しなければならない。

(2)　乙は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録し監督員に提出するとともに、工事完成後 1 年間保存しなければならない。

第 26 節　施工管理

1．26．1　施工管理体制の確立

乙は、契約書類に適合するよう工事を施工するために、自らの責任において、設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。

1．26．2　品質管理巡回指導

甲は、必要に応じて、品質管理状況の点検及び指導を行うため、巡回指導員を派遣することができるものとし、乙はこれに協力しなければならない。この場合において、監督員は、実施日及び巡回指導員名等を乙に通知するものとする。

1．26．3　品質管理中間検査

甲は、必要に応じて、工事の途中段階において、工事管理状況、工事目的物の品質、出来形及び出来栄えを対象としての検査（以下「品質管理中間検査」という。）を実施できるものとし、乙はこれに協力しなければならない。この場合において、品質管理中間検査の実施時期の選定は、甲が行うものとし、監督員は乙に対して、品質管理中間検査を実施する旨並びに検査日及び

検査員名を通知するものとする。ただし、乙の品質管理に疑義が生じた場合には、通知を行わずに検査を実施することができるものとする。
この場合において、乙は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。また、これら検査に直接要する費用は乙の負担とする。

第 27 節　検査及び立会い

1．27．1　検査及び立会い願

乙は、契約書第 13 条及び第１4 条に規定に基づき定められた仕様書に従って、工事の施工について監督員の立会い又は検査を請求する場合は、工事施工立会い（検査）願（様式第６号）を監督員に提出しなければならない。
なお、遠距離の工場での立会い又は検査など往復に相当な日時を要する場合には、事前に監督員と日程を調整の上、工事立会い（検査）願を提出しなければならない。

1．27．2　監督員の検査権等

監督員は、工事が契約書類どおり行われているかどうかの確認をするために、いつでも工事現場又は製作工場に立ち入り、立会い又は検査し得るものとし、乙はこれに協力しなければならない。
なお、監督員が必要と認めた場合には、監督員が製作工場に滞在し、一部又は全部の工程について立会い又は検査を行うことができるものとする。

1．27．3　検査に必要な費用

契約書第 13 条第２項及び第 14 条第６項に規定する「直接要する費用」とは、検査又は立会いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用をいう。
なお、監督員が製作工場に滞在して立会い又は検査を行う場合、乙は監督業務に必要な机、椅子、ロッカー、電話等の備わった専用の執務室を無償で提供するとともに、光熱水費を負担しなければならない。

1．27．4　検査及び立会いの省略

監督員は、設計図書に定められた検査及び立会いを省略することができる。この場合において、乙は自己の負担で、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員の要求があった場合にはこれを提出しなければならない。

1．27．5　検査及び立会いの時間

検査及び立会いの時間は、当社の勤務時間内とする。ただし、検査及び立会いを必要とするやむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、この限りでない。

1．27．6　乙の責任

乙は、契約書第９条第２項第３号、第 13 条第２項又は第 14 条第１項若しくは同条第２項の規定に基づき、監督員の立会いを受け、又は検査に合格した場合にあっても、契約書第 17 条、第 31 条及び第 37 条に規定する義務を免れないものとする。

第 28 節　施　　工

1．28．1　施工

乙は、設計図書及び監督員に提出した施工計画書に基づき、工種別の施工計画書及び現地状況にあった工事が施工されるように作成された施工図を作成し、監督員の承諾を受けたうえ施工しなければならない。但し、監督員の承諾を受けてその作成を省略することができるものとする。

1．28．2　施工の立会い

監督員の立会いは、下記の場合に行うものとする。

(1) 設計図書に定められた場合
(2) 施工後に検査が困難な箇所を施工する場合
(3) 監督員が特に指示する場合

1．28．3　施工の検査

(1) 監督員の検査は、下記の場合に行うものとする。
　ａ）　設計図書に定められた場合
　ｂ）　監督員の指定した工程に達した場合
(2) 合格した工程と同じ工法により施工した部分についての以後の検査は、抽出検査とする。但し、監督員が特に指示したものはこの限りでない。

1．28．4　施工検査に伴う試験

(1) 試験は下記の場合により行うものとする。
　ａ）　設計図書に定められた場合
　ｂ）　試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合

(2) 試験は、監督員の承諾を受けて供試体を作成し、監督員の承諾する試験所で行われなければならない。但し、監督員の承諾を受けた場合は、工事現場など試験所以外の場所で試験を行うことができるものとする。

(3) 試験が完了したときは、その成績書を速やかに監督員に提出しなければならない。

第 29 節　工事の変更等

1．29．1　工事の変更指示等

監督員が、契約書第 18 条及び第 19 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正（以下「工事の変更」 という。）の指示を行う場合は、工事変更指示書（様式第１号）によるものとする。

なお、現地取り合わせによる軽微なもの等については、工事打合簿（様式第２号）により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督員が、乙に対して口頭による指示等を行った場合には、乙は、その指示等に従うものとする。

監督員は、口頭による指示等を行った場合には、速やかに文書により口頭による指示等の内容を乙に通知するものとする。

乙は、監督員からの文書による通知がなされなかった場合において、その口頭による指示等が行われた７日以内に書面で監督員にその指示等の内容の確認を求めることができるものとする。

1．29．2　施工時期及び施工時間の変更

乙は、設計図書に施工時期及び施工時間が定められている場合でその時間等を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

1．29．3　変更工事の施工

乙は、工事の変更指示が行われた場合には、その指示に従って工事を施工しなければならない。

第 30 節　諸経費

1．30．1　諸経費

諸経費とは、工事目的物を施工するために直接必要な費用以外で、消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいい、品質管理、工程管理、安全管理等の工事管理に関する費用、各種報告書の作成、工事記録調書の作成、検査

等のために必要な労務及び資材の提供、設計図面で乙の負担で行うとされた技術業務その他技術管理に必要な費用、現場事務所、試験室、宿舎、車庫、雑品倉庫に関する費用その他営繕に関する経費、現場事務所、宿舎等の光熱水費、現場事務所の労務管理、現場事務所職員の人件費、事務経費、福利厚生、租税公課その他現場で必要とする費用、工事の施工にあたる企業の経営管理活動に必要な本社及び支店等における経費、契約の保証に必要な費用、工事の施工にあたる企業の経営を継続して運営するために必要な付加利益等をいう。

第 31 節　工事の一時中止

1．31．１　一時中止の要件

契約書第２０条１項に規定する「工事用地等の確保が出来ない場合等」とは、次の各号に該当する場合等をいう。

(1)　埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見された場合

(2)　関連する他の工事の進捗が遅れた場合

(3)　工事着手後、環境問題等が発生した場合

1．31．２　工事の一時中止における措置

契約書第 20 条第１項及び第２項の規定に基づき、監督員が工事の全部又は一部の施工の一時中止を書面により通知した場合において、工事現場の保全を監督員が指示した場合は、乙は、これに従わなければならない。

1．31．３　工事の一時中止に伴う増加費用の協議

契約書第 20 条第３項の規定に基づき甲が負担する、工事の一時中止に伴う増加費用の契約書第 24 条第３項による協議が整った場合は、協議書により乙は同意書（様式第 10-1 号）を監督員に提出するものとする。

なお、協議開始の日から 28 日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、乙に通知する。

第 32 節　不可抗力による損害

1．32．１　災害通知書の提出

乙は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 29 条の規定の適用を受けると思われる場合には、遅滞なく工事災害通知書（様

式第８号）により甲に通知するものとする。なお、工事災害通知書を通知した場合は、その工事災害に関する報告書等を本章 1-44-5 に規定する「技術関係資料登録票」を作成し、監督員に提出するものとする。

１．32．２　採択基準

契約書第 29 条第１項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、工事現場又は監督員が認めた観測地点において、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

① 連続雨量 （途中 24 時間以上中断することなく降った合計雨量をいう。）が 150mm 以上

② 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上

③ １時間雨量 （任意の 60 分における雨量をいう。）が 30mm 以上

(2) 強風に起因する場合

最大風速(10 分間の平均風速で最大のもの。)が 15m/秒以上あった場合

(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合

地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

(4) その他設計図書で定めた基準

１．32．３　損害範囲の認定

契約書第 29 条第２項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章 1.22.6 に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等、乙の責によるとされるものをいう。

１．32．４　損害額の協議

契約書第 29 条の規定に基づき、甲が負担する額の契約書第 24 条第３項による協議が整った場合は、協議書により乙は同意書（様式第 10-1 号）を監督員に提出するものとする。

なお、協議開始の日から 28 日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め乙に通知する。

第 33 節　スライド条項の適用基準

１．33．１　適用の原則

契約書第25条第１項から第４項までの規定（以下「スライド条項」という。）に基づく請負代金額の変更（以下「スライド」という。）の適用基準は、次の各項によるものとする。

１．33．２　賃金又は物価の変動

スライド条項に規定する「賃金水準又は物価水準の変動」とは、それぞれ当該工事場所における建設労働者の賃金水準、建設資材の価格、建設機械等の維持修理費、管理費、賃貸料及び運送料等に関する価格水準の変動をいう。

１．33．３　請求の方法

(1) スライドの請求は、スライドの請求を行う甲又は乙が賃金又は物価の変動状況、当該工事の残工事量等を勘案して、適当と判断した日に行うことができる。ただし、残工期が２箇月未満の場合は、スライドの請求は行えないものとする。

(2) スライドの請求は、スライド請求書（様式第９号）を相手方に提出することにより行う。

１．33．４　適用の基準日

スライド条項第３項に規定する「基準日」とは、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) スライドの請求のあった日が１日から25日までの間である場合においては、当該請求のあった日の属する月の翌月の１日

(2) スライドの請求のあった日が26日から月末までの間である場合においては、当該請求のあった日の属する月の翌々月の１日

１．33．５　残工事量の算定

変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の算定は、基準日の前月末までに完成された工事の検査を行い、工事の出来形部分の算定をすることにより行うものとし、監督員と乙との間で確認するものとする。ただし、基準日の前月末に部分払のための工事の出来形部分の検査を行うこととしている工事の残工事量の算定は、当該検査と合わせて行うものとする。この場合において、乙の責により遅延していると認められる工事量は、残工事量に含めないものとする。

１．33．６　スライド額の協議

(1) 乙から請求又は甲及び乙双方からの請求の場合においては、乙は、監督員から通知のあったスライド額見積方通知書に基づき算定したスライ

ドの請求額を記したスライド額協議書（様式第 10 号、当該請求額の算出基礎を添付したもの）を監督員に提出するものとする。

(2) 甲からの請求の場合においては、甲が算定したスライドの請求額を記したスライド額協議書をもって乙と協議するものとする。

(3) 上記(2)、(3)のスライド額は諸経費を含むものとする。

(4) 契約書第 25 条第８項に規定する協議開始の日は、精算数量が確定した時点とする。

(5)スライド額について、監督員と乙の協議が整った場合は、協議書により乙は同意書（様式第 10-1 号）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から 28 日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、乙に通知する。

第 34 節　単品スライド条項の適用基準

1．34．1　単品スライド条項の適用基準

契約書第 25 条第５項の規定（以下「単品スライド条項」という。）については、この条項を発動すべき事態が発生し、他機関発注の公共工事にも広く適用される等、客観的に適用の必要が認められる場合に、甲が設計図書を変更又は追加することにより適用できるよう措置するものとする。

第 35 節　臨機の措置

1．35．1　措置の請求

監督員は、契約書第 26 条第３項の規定により、暴風、豪雨、高潮、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下、「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することが出来る。

1．35．2　緊急工事

上記の場合において、乙が直ちに当該措置に基づく作業をなし得ないか、又はこれを行う意志がない場合には、甲は、他の者に作業させ、この者に当該作業にかかる費用を支払うことができるものとする。当該作業の結果生じた費用及び当該作業に付随する費用の負担方法は、監督員と乙が協議し定めるものとする。

第 36 節　契約変更

1．36．1　契約変更

甲と乙は、次の各号に掲げる場合において、工事請負契約の変更を行うものとする。

(1) 工事内容の変更により著しく請負代金額に変更が生じる場合
(2) 工事出来高の総額が請負代金額を超えることが予測される場合
(3) 工事完成に伴い精算を行う場合又は契約書第 38 条に規定する部分引渡しを行う場合
(4) 工期の変更を行う場合
(5) 契約書第 39 条第 1 項の支払限度額を変更する場合
(6) 工事施工上必要があると認める場合

1．36．2　変更契約書の作成

前項の場合において、乙は、変更する契約書を当社所定の書式により作成し、変更契約決定通知書に記載された期日までに、記名押印の上甲に提出しなければならない。

なお、変更する契約書は、次の各号に基づき作成されるものとする。

(1) 本章 1.29.1 の規定に基づき監督員が乙に指示した事項
(2) スライド額、工事の一時中止に伴う増加費用及び工期の変更日数等決定済みの事項
(3)その他甲又は監督員と乙との協議で決定された事項

ただし、工期の変更、契約書第 39 条第 1 項の支払い限度額の変更が生じた場合の変更契約書は、当該事項のみの変更とすることができる。

第 37 節　工期変更

1．37．1　事前協議

事前協議とは、契約書第 18 条第 4 項及び第 19 条の規定に基づく工事の変更において、当該変更が、工期変更協議の対象であるか否かを監督員と乙との間で確認することをいう。

1．37．2　事前協議の手続き

監督員は、工事の変更指示を行う場合において、工期変更協議の対象であるか否かを合わせて通知するものとし、乙はこれを確認するものとする。

なお、乙は、監督員からの通知に不服がある場合には、7 日以内に異議を申し立てることができる。

1．37．３　工期変更協議の手続き

乙は、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項及び契約書第 20 条の規定に基づき工事の一時中止を行ったものについて、契約書第 23 条に基づく協議開始の日に、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更協議書（様式第 11 号）を監督員に提出するものとする。工期変更日数について、監督員と乙の協議が整った場合は、乙は監督員からの協議書により同意書（様式第 10-1 号）を監督員に提出するものとする。

なお、監督員は、事前協議により工期変更協議の対象であると確認された事項及び工事の一時中止を指示した事項であっても、残工期及び残工事量等から工期の変更が必要ないと判断した場合には、工期変更を行わない旨の協議に代えることができる。

1．37．４　乙からの工期延長の申請

乙は、契約書第 21 条の規定に基づき、工期の延長が必要と判断した場合には、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ速やかに工期延長願（様式第 12 号）を監督員に提出するものとする。

第 38 節　年度出来高予定額

1．38．１　年度出来高予定額

乙は、契約書第 39 条第２項に基づく「各会計年度の出来高予定額」を提出する場合、契約書第３条に規定する工程表と併わせて様式第 13 号により行うものとする。

なお、各会計年度の出来高予定額は、本章 1.39.1 に規定する各年度における最終の出来形検査願提出時期ごとの年度出来高予定額とする。

1．38．２　年度出来高予定額の修正

乙は、契約書第 39 条第３項に基づく「次年度以降の出来高予定額」を提出する場合、契約書第３条に規定する工程表を添付し様式第 14 号により行うものとする。

1．38．３　年度出来高予定額の変更

乙は、年度の途中において工事請負契約の変更が行われた場合、契約書第 39 条第２項又は第３項に規定する出来高予定額の変更を、契約書第３条に規定する工程表と併せて甲に提出し、その承諾を得なければならない。

第 39 節　工事の出来形部分の確認及び検査

1．39．1　工事の出来形部分の確認

乙は、契約書第 37 条第 2 項の規定により部分払の請求に係る工事の出来形部分の確認を求める場合には、甲に対し、工事出来形部分検査願（様式第 15 号）を、請求月の前月の 25 日までに提出しなければならない。

甲は、乙から提出された工事出来形部分検査願に基づき、完成された工事の検査を行い、工事の出来形部分を確認し、その結果を工事出来形部分認定書により乙に通知するものとする。

乙は、甲の確認を受けた工事の出来形部分であっても、契約書第 17 条及び第 31 条に規定する義務を免れないものとする。

1．39．2　工事の出来形部分検査願の提出期限の変更

甲は、特に必要があると認める場合は、乙とあらかじめ協議の上、前項の規定に係らず、工事出来形部分検査願を提出する期限を変更できるものとする。

1．39．3　工事の出来形部分の検査

工事の出来形部分の検査は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

(1) 乙は、自らの負担で工事の出来形部分の検査に必要な測量及び出来高算出作業を行い、その成果を整理し監督員に提出しなければならない。

(2) 監督員は、乙から提出された成果を審査し、必要に応じて乙の立会いの上、現場検査を行うものとする。この場合において、乙は、検査に必要な人員、機材等を提供するものとする。

(3) 乙は、監督員の承諾を得て出来高を実際の工事の出来形部分を超過しない範囲の概算数量で算出することができる。

(4) 内訳書項目の金額に含まれる主たる作業が完了している場合には、その内訳に含まれるすべての作業が完了していなくても、監督員が認めた割合により、工事の出来形部分を算定することができるものとする。

(5) 一式、一箇所等の単位で検測するものについては、その項目すべてが完成するまで出来高としないものとする。

(6) 工事の出来形部分が完成後、乙はあらかじめ出来形調書、工場製品にあっては試験成績表を作成し、出来形部分検査時に監督員の確認を得なければならない。ただし、継続して施工しているもので、出来形部分を概算数量で算出しているものはこの限りではない。

第 40 節　しゅん功検査

1．40．1　工事のしゅん功届

乙は、契約書第 31 条の規定に基づき、工事のしゅん功届（様式第 16 号）を甲に提出しなければならない。

1．40．2　工事しゅん功届提出の要件

乙は、工事しゅん功届を甲に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示すすべての工事が完成していること。

(2) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。

(3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形調書、変更設計図面及び工事記録情報等の資料の整備がすべて完了していること。

(4) 最終変更契約書を甲と締結していること。

ただし、契約書第 24 条に基づき請負代金額の変更、増加費用、損害額及び契約書第 25 条に基づく変動前残工事代金額、変更後工事代金額、請負代金額の変更額について協議中のため、この変更契約を締結できない場合で契約工期に達した場合は、その部分を除く最終変更契約書が準備されていること。

1．40．3　検査日及びしゅん功検査員名の通知

監督員は、本章 1.40.1 に示す工事のしゅん功届けが提出された後、工事のしゅん功検査に先立って乙に対して、検査日及びしゅん功検査員名を通知するものとする。この場合において、乙は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。

1．40．4　しゅん功検査の内容

しゅん功検査員は、監督員及び乙の立会いの上、工事目的物の品質、出来形及び出来栄えを対象として契約書類と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 工事の出来形検査

工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄えの検査を行う。

(2) 工事管理状況の検査

工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

１．40．５　軽微な修補の取扱い

(1) 修補の指示

しゅん功検査員は、修補の必要があると認めた場合においても、その修補が軽微であると判断した場合には、乙に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。ただし、乙がその指示に異議を申し出た場合はこの限りでない。

(2) 修補の完了の確認

検査員が、修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は監督員が行うものとする。監督員は、検査員の指示どおり修補が完了したと認めた場合には、乙に対して完了確認の通知書を交付するものとする。

(3) 修補が完了しない場合

検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、軽微な修補としての取扱いをやめ、甲は、契約書第 31 条第２項の規定に基づき検査の結果を通知するものとする。

(4) 検査完了期間の取扱い

前(2)により修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間を、又前(3)により取扱いをやめた場合は、その指示の日から期限の日までの期間を、それぞれ契約書第 31 条第２項に規する期間に含めないものとする。

(5) 検査結果の通知

監督員が、この軽微な修補の取扱いに基づき、検査員の指示した修補の完了を認め、乙に完了確認の通知書を交付した場合においても、契約書第 31 条第２項の規定に基づいて甲が行う検査結果の通知において、不合格とすることを妨げるものではない。

１．40．６　一部しゅん功検査

契約書第 38 条に規定する「指定部分」が完了した場合には、前項までの各項を準用して、一部しゅん功検査を行うものとする。この場合において、「工事」とあるのは「指定部分にかかる工事」、「最終契約変更」とあるのは「部分引き渡しに伴う契約変更」、「しゅん功検査」とあるのは「一部しゅん功検査」、「しゅん功検査員」とあるのは「一部しゅん功検査員」とそれぞれ読み替えるものとする。

第 41 節　請負代金の支払

１．41．１　請負代金の支払

甲が、請負代金を乙の指定する金融機関（日本国内の本支店）の口座に振

り込む手続きを完了したときをもって、請負代金の支払が完了したものとする。

第 42 節　遅延日数の算定

1．42．1　遅延日数の算定

契約書第 45 条第３項及び第４項に規定する「遅延日数」は、次式により算定するものとする。

遅延日数＝　（しゅん功届受領日－契約工期日）＋
（補修の完了届受領日－不合格の通知日）

なお、不合格の通知日及び修補の完了届受領日は、それぞれ契約書 第 31 条第２項及び第６項に規定するものをいい、本章 1.40.5 に規定するものは含めないものとする。

第 43 節　部分使用

1．43．1　適用範囲

監督員は、次の各号に掲げる場合において契約書第 33 条の規定に基づき、乙に対し部分使用を請求することができるものとし、乙は正当な理由が有る場合を除き承諾するものとする。

(1) 別途工事の用に供する必要がある場合
(2)一般の用に供する必要がある主要な道路又は水路の場合
(3)その他特に必要と認められる場合

1．43．2　部分使用検査

監督員は、前項の規定に基づき部分使用の必要が生じたときには、乙の立会いの上、当該工事目的物の出来形の検査を行うものとする。

この場合において乙は、当該工事目的物の出来形検査調書を作成し、監督員に提出するとともに、その他検査に必要な資料、写真等を準備し、又必要な人員、機材等を提供するものとする。

1．43．3　部分使用の協議

乙は、部分使用の協議に同意した場合は、部分使用同意書（様式第 17 号）を監督員に提出するものとする。

第 44 節　工事記録等

1．44．1　工事記録等

乙は、中日本高速道路株式会社「工事記録写真等撮影要領（施設編）」及び監督員の指示に従って、工事の段階ごとに、その着手から完成までの施工状況が識別できる写真を整理し、監督員に提出しなければならない。

1．44．2　工事完成写真

乙は、中日本高速道路株式会社「工事記録写真等撮影要領（施設編）」及び監督員の指示に従って、工事の完成に際し、完成した工事目的物を撮影し、監督員に提出しなければならない。

1．44．3　その他

乙は、工事記録写真、工事完成写真の撮影にあたり、電子媒体を用いて行う場合は、事前に監督員と打合せを行い使用するものとする。

1．44．4　出来形調書

乙は、監督員の指示に従って、出来形測量を行い、出来形調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1．44．5　技術関係資料登録票

乙は、中日本高速道路株式会社「技術関係資料マイクロフィルム作成要領」及び監督員の指示に従って、技術関係資料登録票を作成し監督員に提出しなければならない。

1．44．6　工事完成図書

乙は、工事が完成したときは、次の工事完成図書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、提出は製本及び電子媒体とし、電子媒体については中日本高速道路株式会社「工事完成図書の電子納品要領」により作成し、 提出部数、製本等については特記仕様書によるものとする。

(1) 工事しゅん功図

工事しゅん功図は、設計原図を基に、すべての設計変更及び現場変更を明確に記載し、作成するものとする。

(2) 取扱説明書集

取扱説明書集は、次の書類をとりまとめたものとする。

ａ）　各機器の取扱説明書

ｂ）　各機器の点検、整備方法書

ｃ） 各機器詳細図
ｄ） 結線図、展開接続図等
ｅ）使用機器一覧表（品名、製造元、形式、容量又は出力、数量等）
ｆ） 試験成績書（工場試験、 現地試験）
ｇ） 予備品、保守用品一覧表
ｈ） その他監督員の指示したもの

(3) 施工図集

施工図集は、監督員の承諾を得た施工図をとりまとめて作成するものとする。

(4) 建物集計データ及び施設設備集計データ

建物集計データ及び施設設備集計データは、監督員の指定した様式により各機器に対して作成するものとする。

１．44．７ 費用の負担

前記 1.44.1、2、3、4、6 に要する費用は諸経費に含まれるものとし、5 に要する費用は乙の負担とする。

第 45 節 工事カルテの作成及び登録

１．45．１ 工事カルテの作成及び登録

(1) 乙は、受注時、変更時、完成時の各時点において工事請負代金額が 2,500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）入力システムに基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員に確認を受けた上、 登録機関に以下のとおり登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。ただし、変更時と完成時の間が 10 日に満たない場合は、変更の提出を省略できるものとする。なお、請負金額のみの変更については、原則として登録を要しないが、工事請負代金 2,500 万円を超えて変更する場合は登録を行うものとする。

1) 受注時の申請は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。

2) 完了時登録データの提出は、しゅん功届提出後 10 日以内とする。

3) 受注時の内容に変更があった場合の申請は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。

(2) 乙は、受注時において工事請負代金額が 500 万円以上 2,500 万円未満の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）入力システ

ムに基づき、受注時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた上、契約締結後土曜日、日曜日、祝日を除き１０日以内に登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、受注時登録データの訂正を行った場合は、「工事カルテ受領書」の写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

第 46 節　保険の付保及び事故の補償

1．46．1　保険の付保

契約書第 50 条に規定する火災保険、建設工事保険その他の保険の付保は任意とする。

1．46．2　法定保険の加入

乙は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法、中小企業退職金共済法の規定により、使用人等の雇用形態に応じ、使用人等を被保険者とするこれらの保険に加入し又は、加入させなければならない。

1．46．3　業務上の事故補償

乙は、使用人等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

1．46．4　建設業退職金共済組合への加入

(1) 乙は、自らの負担で建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後 1 箇月以内に甲に提出しなければならない。

ただし、期限内に収納書を提出できない特別な事情がある場合においては、あらかじめ、その理由及び証紙購入予定時期を書面により申し出るものとする。

(2) 乙は、上記(1)ただし書きの申し出を行った場合又は、請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入した場合は、当該共済証紙の係る収納書を工事完成時までに提出しなければならない。

なお、共済証紙を購入しなかった場合は、その理由を書面により甲に提出しなければならない。

第 47 節　特許権等の使用に係わる費用負担

1．47．1　特許権等の使用に係わる費用負担

(1)　　乙は、契約書第８条の規定に基づき、特許権等の対象となっている工事材料､施工方法等の使用に関して費用の負担を甲に求める場合には､第三者との補償条件の交渉を行う前に甲と協議しなければならない。

(2) 契約書第８条において、販売価格、損料及び使用料等に特許権等に係わる費用を含んで流通している材料､機械等については､甲が設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく､かつ乙がその存在を知らなかったとしても､乙はその使用に関して要した費用を別途請求することはできないものとする。

第 48 節　特許権等の帰属

1．48．1　特許権等の帰属

(1) 乙は、当該工事の施工に関連して発明、考案、創作及び商標としての標章が確定（以下「発明等」という。）したときは、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(2) 前記の発明等が、甲乙共同によるものであるときは、甲と乙で協議のうえ、それぞれの持ち分を定め､特許､実用新案､意匠及び商標出願をするものとする。

第 49 節　著作権等の譲渡等

1．49．1　著作権等の譲渡等

(1)　乙は、成果品（第 37 条第１項に規定する指定部分に係る成果品及び同条第２項に規定する引渡部分に係る成果品を含む｡以下本条において同じ。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

(2)　甲は、成果品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果品の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

(3)　甲は､成果品が著作物に該当する場合には､乙が承諾したときに限り､既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

(4)　乙は、成果品が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利

用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

(5)　乙は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、また、第１条第４項の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。

(6)　甲は、乙が成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10 条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

第 50 節　かし担保

１．50．１　欠陥の調査

工事期間中又はかし担保期間中に欠陥が出現した場合において、乙は、甲又は監督員がその欠陥の原因の調査をすることを指示したときは、これに従わなければならない。当該欠陥が乙の責に帰すべきものでないときは、この調査に要した費用は甲の負担とする。当該欠陥が乙の責に帰すべきものであるときは、上述の調査に要した費用は乙の負担とし、乙は、契約書第 17 条及び第 44 条の規定に従って改造、修補を行うものとする。

１．50．２　かし担保の請求期間

契約書第 44 条第２項に規定する「設計図書に特別に定めるかし担保の期間」とは、木造の構造物、土工、植栽、植生のり面及び設備工事目的物については１年とする。

第 51 節　発生材の処理

１．51．１　発生材の処理

(1)　発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの並びに特別産業廃棄物の有無及び処理方法は、特記仕様書によるものとする。

なお、引渡しを要するものと指定されたものは、監督員の指示を受けた場所に整理のうえ、発生材調書（様式第７号）を作成して監督員に提出するものとする。

(2)　発生材のうち、現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、特記仕様書によるものとする。

なお、再資源化を図るものと指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入したのち、発生材調書（様式第7号）を作成して監督員に提出するものとする。

(3) (1) 及び (2) 以外のものはすべて構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号)、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関連法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日付け建設省経建発第3号）に従い適正に処理し、監督員に報告するものとする。

第 52 節　工事看板の設置

1．52．1　工事看板の設置

乙が工事名、請負人名等を記載した看板を設置しようとする場合には、監督員の承諾を得るものとする。

第 53 節　紛争中における甲、乙の義務

1．53．1　紛争中における甲乙の義務

(1) 乙は、契約書第52条及び第53条の規定に基づく手続きを行った場合においても、工事を継続しなければならない。

(2) 甲は、乙が甲の定めたものに不服があり、契約書第52条及び第53条の規定に基づく手続きを行った場合においても、契約書第34条及び第40条の規定に基づく前金払、契約書第37条及び第41条の規定に基づく部分払を行わなければならない。

(3) 前記の場合で、契約変更を必要とする時は、甲及び乙は、甲が定めたものに従い、乙が不服である旨を明記して契約変更の締結を行うものとする。

(4) 工事が完成した場合、前記変更契約書に基づき、契約書第31条の規定に基づく検査及び引渡し及び契約書第32条に基づく請負代金の支払を行うものとする。

第 54 節　交通安全管理

1．54．1　交通安全管理

(1)　乙は、工事用搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。

　なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第 28 条によって処置するものとする。

(2)　乙は、工事車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。

(3)　乙は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、関連する諸法令に基づき、安全対策を講じなければならない。

(4)　乙は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他障害物を撤去しなくてはならない。

(5)　乙は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第３条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第４７条の２に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

車両の緒元	一般的制限値（最高限度）
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m
重量　総重量	20.0t（但し，高速自動車国道・指定道路について，最大25.0t）
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t（隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m 以上で，かつ，当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5t 以下の場合は 19t）1.8m 以上の場合は 20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけ

ん引されている車両を含む。

第 55 節　関係法令及び条例の遵守

1．55．1　関係法令及び条例の遵守

(1)　乙は、当該工事の施工に当たっては、乙の責任・義務においてすべての関係諸法令及び条例等を遵守し、工事の円滑な推進を図るとともに、諸法令の適用運用は乙の責任において行わなければならない。

(2)　乙は、当該工事の設計図書が関係諸法令及び条例に不適当であったり、矛盾していることが判明した場合は、直ちに監督員に報告し、その確認を求めなければならない。

第 56 節　関係図書の準用

1．56．1　関係図書の準用

本共通仕様書に記載の無い項目については、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編)」(以下「標準仕様書」 という。) 及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編)」(以下「改修工事標準仕様書」 という。）によるものとする。

なお、標準仕様書中の「監督職員」は「監督員」、「請負者等」は「請負人」と読み替えるものとする。

第 57 節　秘密の保持

1．57．1　目的

工事の施工のため、秘密情報及び個人情報を開示及び提出するにあたり、以下のとおり定める。

1．57．2　定義

秘密保持に関する定義は、下記の各項目に定めるところによる。

(1)　「秘密情報」とは、甲及び乙が所有する資料・データ・報告書等で、甲又は乙により秘密である旨の表示がなされたものをいう。

(2)　「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に規定されたものをいう。

(3)　「秘密情報」及び「個人情報」は紙・磁気・電子等の保存形・固定形

態の固定形態の如何を問わない。

1．57．3　目的外の使用

工事施工にために提出された秘密情報及び個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。

1．57．4　適正な管理

工事の施工にあたり知り得た秘密情報及び個人情報について、善良な管理者の注意をもって、漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理に必要な措置を講じるものとする。

監督員が求めた場合、乙は管理に必要な措置について定めた情報管理基準を甲に提示する。

1．57．5　資料の持出し

秘密情報及び個人情報は、物的移動（複製物を作成し、複製物を移動させる場合も含む）や電磁気・電子的・ネットワーク的移動等の方法を問わず、無断で持ち出してはならない。

1．57．6　守秘義務

工事の施工にあたり知り得た秘密情報及び個人情報を他に開示・漏洩してはならない。

ただし、下記の項目に該当するものは、この限りでない。

(1)　この契約への違反によらず公知であるか、又は入手後公知となった情報

(2)　相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報

(3)　相手方の書面による同意を事前に得て開示された情報

(4)　法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報

1．57．7　工事完了後の取扱い

工事完了後、速やかに、秘密情報及び個人情報が記載又は記録された文書、図面、電磁的記録等の媒体（複写物及び複製物を含む。）を返還し、返還が不可能又は困難な場合には、監督員の指示に従って、当該媒体を消去又は廃棄する。

秘密保持に係る規定は、法令の定めにあるものを除き、工事完了後もなお有効とする。

１．57．８　工事の下請負を行う場合の取扱い

　当該工事の一部を下請負に付した場合には、乙は下請負人に対して、秘密情報及び個人情報に係る秘密保持について、乙の義務と同様の義務を負わせるものとする。

第 2 章　ゲート工事

第 1 節　一般事項

２．１．１　適用範囲

この章は、ゲート工事に適用する。

２．１．２　基本要求品質

(a)　ゲート工事に用いる材料は、所定のものであること。

(b)　ゲート工事の仕上り面は、所定の形状及び寸法を有し、所要の状態であること。

２．１．３　施工一般

施工に先立ち、ブース及び、プロテクターは、施工図及び製作図を作成し監督員の承諾を受ける。なお、プロテクターについては部材を製作する場所及び方法、部材の運搬及び架設の方法等に関する施工計画書を提出し、監督員の承諾を受けるものとする。

第 2 節　ブース

２．２．１　材料

(a)　鋼材は、標準仕様書 第 7 章［鉄骨工事］による。

(b)　外板に使用する部材は、溶融亜鉛アルミ合金めっき鋼板を使用したパネル構造とする。

(c)　外板は、板厚 2.3mm とし鉄骨材にねじ留めとする。ただし、屋根外板については、鉄骨材に溶接留めとする。

２．２．２　塗装

(a)　鉄骨部材の塗装は、表 2.2.1 によるものとし、塗装範囲は特記仕様書及び図面による。特記仕様書及び図面がなければ、床面より 300 ㎜までの範囲とする。

表 2.2.1　ブース鉄骨部材の塗料塗り

工　　　種	処　理・工　法		備　　　考
素地ごしらえ	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）表 18.2.2 による。		
錆止め塗装	種別	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）表 18.3.1 による A 種。	JIS K 5622 鉛丹錆止めペイント
	工程	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）表 18.3.3 による B 種。	

(b)　外板面の塗装は、表 2.2.2 による。

表 2.2.2　ブース外板材の塗料塗り

工　　　種	処　理・工　法		備　　　考
素地ごしらえ	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）表 18.2.2 による。		
仕 上 塗 装	工程	エポキシ系プライマー	下 塗
		ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ樹脂塗装	中 塗
		ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ樹脂塗装	上 塗

２．２．３　断熱材

ブース外面部に充填する断熱材は、表 2.2.3 による。

表 2.2.3　ブース断熱材

部　位	仕　　様	厚さ(mm)		備　　考
		一般地	寒冷地	
壁	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ保温ﾏｯﾄ ($48kg/m^3$)	50	50＋50	空調機室内部は 25mm
天　井	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ保温ﾏｯﾄ ($48kg/m^3$)	50	50＋50	
床	発泡ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰﾄ	25	25	

第 3 節　プロテクター

２．３．１　材料

(a)　鉄筋は、標準仕様書 第５章［鉄筋工事］による。

(b)　プロテクターに使用するコンクリートは、標準仕様書 第６章［コンクリート工事］により、設計基準強度（Ｆｃ）は、30 N/㎜２とする。

２．３．２　施工

（a）　型枠は鋼製型枠とし、厚さ 4.5 ㎜以上のものを使用し、セメントペーストの流出がなく振動等により変形を起こすことのない水密で堅固なものとする。

（b）　スリーブ、インサート、打込み配管等は、所定の位置に正確かつ堅固に取り付ける。

第 4 節　そ の 他

２．４．１　遮断機

（a）遮断機は施工図及び製作図を作成し監督員の承諾を得た後、施工する。

（b）遮断機バーは、外径 62～60φのＦＲＰ製パイプとし、パイプ自体のたわみ量は標識取付け前で、1/500 以下とする。

（c）車輌進入禁止標識板はアルミニウム板とし、板厚は 1.2 ㎜以上とする。

（d）車輌進入禁止標識板の反射シートは、カプセルレンズ型反射シート（高輝度反射シート）とする。

なお、材料、加工については、「土木工事共通仕様書」16－3－3「反射式標識板工」による。

２．４．２　ガスケット

アイランド床ピット廻りの、ガスケットはＣＲ（ネオプレーン）ゴムとする。

提出書類の様式

提　出　書　類　目　次

25.受領書　…………………………………………………………………………　様式－24

26.返還書　…………………………………………………………………………　様式－25

【印紙税法の課税対象となる書類については、関係法令を遵守の上、提出するものとする。】

様式第１号

工　事　変　更　指　示　書

No.

<table>
<tr><td>工事名

請負人

殿</td><td>契約番号
指示年月日　　平成　　年　　月　　日

監督員

指示者　　　　　　　　　　　　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">標記工事について、下記のとおり契約書類の変更を指示する。
なお、本件は別途変更契約書を締結する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔変更内容〕
１．変更の概要

２．数量の増減（概算）</td></tr>
</table>

項目番号	項目	単位	増減数量	摘要

<table>
<tr><td>以上による工期変更協議の
対象の有無</td><td>有　・　無
（変更日数の協議開始日　　　年　　月　　日）</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記変更工事の工事変更指示書を、受領しました。

（年月日）　　　平成　　年　　月　　日

（請負人名）

現場代理人　　　　　　　　　　　印</td></tr>
</table>

様式第２号

工　　事　　打　　合　　簿

工事名）

No.

平成　　年　　月　　日

監督員	印	主任補助監督員	印

上記、打合簿を受領しました。

平成　　年　　月　　日　　　　　　　　　　現場代理人　　　　　　　　印

（注）２枚複写とし、会社、請負人各１部を保管する。

様式第３号

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

請負人

現場代理人　　　　　　　印

工　事　材　料　承　諾　願

（工事名）

標記について，下記のとおり材料を使用したいので，ご承諾下さいますよう，お願いいたします。

記

品　　　名	製　　造　　元	品　質　規　格	使用概算数量	備　　　考

上記工事の材料を承諾する。

（年月日）　　　　平成　　年　　月　　日

印

（注）２枚複写とし，会社，請負人各１部保管する。

（備考）１．使用箇所について，特に必要がある場合は備考欄に記入する。

１．上記材料の承諾にあたり，指示事項等あれば備考欄に記入する。

様式第４号

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

請負人

現場代理人　　　　　　　印

工　事　材　料　検　査　願

（工事名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記工事について，下記の工事材料を検査方お願いいたします。

記

品　　　名	製　　造　　元	品　質　規　格	使用概算数量	検査希望日時

上記の検査結果は以下のとおりです。

検査実施者の確認	品　　　名	材 料 の 合 否	記　　　事
		合　・　否	
		合　・　否	
		合　・　否	
		合　・　否	
		合　・　否	

（注）２枚複写とし，会社，請負人各１部保管する。

様式第５号

平成　　年　　月　　日

殿

請負人

現場代理人　　　　　　印

工　事　材　料　使　用　届

（工事名）

標記について，下記のとおり材料を使用しますので，お届けいたします。

記

品　　　　名	製　　造　　元	品　質　規　格	使用概算数量	備　　　　考

様式第６号　　　　　　　　　　　　　（ 正 ）

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　殿

請負人

現場代理人　　　　　　　印

工 事 施 工 立 会 い （ 検 査 ） 願

（工事名）

標記工事について，下記の工事施工状況を立会い（検査）方お願いいたします。

記

工　　　種	施　工　場　所	立会い（検査）希望日時

上記の立会い（検査）結果は以下のとおりです。

立会い（検査）実施者の確認	材 料 の 合 否	記　　事
	合 ・ 否	
	合 ・ 否	
	合 ・ 否	
	合 ・ 否	

（注）正副２枚複写とする。

様式第６号　　　　　　　　　　　　　（ 副 ）

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

請負人

現場代理人　　　　　　印

工事施工立会い（検査）願

（工事名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記工事について，下記の工事施工状況を立会い（検査）方お願いいたします。

記

工　　　種	施　工　場　所	立会い（検査）希望日時

主任補助監督員	補助監督員	主任管理員	管理員

上記の立会い（検査）結果を以下のとおり報告します。

立会い（検査）実施者の確認	材料の合否	記　　事
	合 ・ 否	

（注）正副２枚複写とする。

様式第７号

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

請負人

現場代理人　　　　　　　印

発　生　材　調　書

（工事名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記について，下記のとおり報告します。

１．工事場所
２．発生（受領）年月日
３．原因名及び原因発生年月日

品　　　　　名	材　　　　　質 （規格等）	立会い（検査）希望日時	
		本数，ｍ	ｋｇ
合　　　　　計			

（注）１．発生年月日は，工事を施工した日付を記入する。
　　　２．原因別に一葉ずつ作成する。

様式第８号

工　事　災　害　通　知　書

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

請負人

現場代理人　　　　　　印

（工事名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

<table>
<tr><td>件　　名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>発生年月日</td><td colspan="6">平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>連 続 雨 量</td><td colspan="6">ｍｍ（　　月　　日　　時　～　　月　　日　　時)</td></tr>
<tr><td>24 時間雨量</td><td>ｍｍ</td><td>1 時間雨量</td><td>ｍｍ</td><td>最大風速</td><td colspan="2">ｍ／SEC</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td colspan="6">（河川の洪水による災害の場合，洪水位，洪水流量，洪水継続時間等を記入）</td></tr>
<tr><td>災 害 内 容</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>番号</td><td>測点</td><td>災害内容</td><td>概算数量</td><td>概算損害額</td><td>摘　　要</td></tr>
<tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>14</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>15</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>16</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>17</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>18</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>19</td><td></td><td>合　　計</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">添 付 書 類</td><td colspan="4">(位置図)，(写真）出来れば災害前と対比したものとする。
(数量算出内)</td></tr>
</table>

様式第９号

平成　　年　　月　　日

中日本高速道路株式会社　　　支社

支社長　　　　　　　　　　　殿

（請負人

　　　　　　　　　　　　　　殿

住　所

会社名

代表者　　　　　　　　　　印

（中日本高速道路株式会社　支社

支社長　　　　　　　　　　印）

ス　ラ　イ　ド　請　求　書

（工事名）

標記工事について，工事請負契約書第 25 条第 1 項から第 4 項及び建築工事共通仕様書 1.31 の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

１．契約締結日　：　平成　　年　　月　　日

２．工　　　期　：　自）平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　至）平成　　年　　月　　日

３．請負代金額　：　￥　　　　　　　円

４．スライド額　：　積算数量が確定後，協議する。

（注）（　　）内は，会社からの請求の場合を示す。

様式第 10 号

平成　　年　　月　　日

監督員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

請負人

現場代理人　　　　　　印

スライド額協議書

（工事名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記工事について，スライド額見積方通知書（平成　　年　　月　　日付け）

に基づき下記のとおり協議します。

記

１．契約締結日　：　平成　　年　　月　　日

２．工　　　期　：　自）平成　　年　　月　　日

至）平成　　年　　月　　日

３．請負代金額　：　￥　　　　　　　円

４．適用基準日　：　第１回目　　平成　　年　　月　　日

第２回目　　平成　　年　　月　　日

５．適用基準日における出来高及び金額

: 第１回目　　出来高　　　　％　金額　　　　　　　　　円

第２回目　　出来高　　　　％　金額　　　　　　　　　円

６．スライド額　：　　　　　　　　　　　円

様式第10-1号

平成　　年　　月　　日

監督員
　　　　　　　　　　　　　　殿

請負人
現場代理人　　　　　　　　　印

○　○[注）] 同　意　書

（工事名）

平成　　年　　月　　日付け　　号で協議のありました工事の一時中止に伴う増加費用の負担額[注）]（スライド額、不可抗力による損害額、工期の変更日数）については同意致します。

以　上

注）協議のあった内容を記載すること。

様式第 11 号

平成　　年　　月　　日

監督員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

請負人

現場代理人　　　　　　　印

工　期　変　更　協　議　書

（工事名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日付け　　　号をもって御通知のあった標記について，

下記のとおり協議します。

記

1．当初工期　　　平成　　年　　月　　日から

平成　　年　　月　　日まで

2．延長工期　　　平成　　年　　月　　日まで（延長日数　　　日）

（注）変更工程表を添付すること。

様式第 12 号

平成　　年　　月　　日

監督員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

請負人

現場代理人　　　　　　印

工　期　延　長　願

（工事名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記について，工事請負契約書第 21 条の規定に基づき，下記のとおり延長してくださるようお願いいたします。

記

１．当初工期　　平成　　年　　月　　日から

平成　　年　　月　　日まで

２．延長工期　　平成　　年　　月　　日まで（延長日数　　　日）

３．延長理由

（注）変更工程表を添付すること。

様式第13号

平成　　年　　月　　日

中日本高速道路株式会社　　　支社（事務所）

支社長（所長）　　　　　　　　　　　殿

住　所

会社名

代表者　　　　　　　　　印

年度出来高計画書

（工事名）

標記工事の年度出来高計画書を下記のとおり作成しましたので、提出いたします。

記

１．

２．年度出来高計画

年　度　区　分	年度出来高予定額	累計出来高予定額
平成　　年度		
平成　　年度		
計		

（注）月ごとの出来高計画を添付すること。

様式第 14 号

平成　　年　　月　　日

中日本高速道路株式会社　　　支社（事務所）

支社長（所長）　　　　　　　　　　　殿

住　所

会社名

代表者　　　　　　　　　印

年度出来高予定額修正計画書

（工事名）

標記工事の年度出来高修正計画を下記のとおり作成しましたので、提出いたします。

記

年度出来高修正計画

年　度　区　分	修正前出来高予定額	前年度出来高に基づき修正された出来高予定額
平成　　年度		
平成　　年度		
計		

（注）月ごとの出来だけ計画を添付すること。

様式第 15 号

平成　　年　　月　　日

中日本高速道路株式会社　　　支社（事務所）

支社長（所長）　　　　　　　　　　殿

住　所

会社名

代表者　　　　　　　　　印

工事出来形部分（第　　回）検査願

（工事名）

標記について工事出来形部分（第　　回）払を請求したいので，

検査をお願いいたします。

様式第 16 号

平成　　年　　月　　日

中日本高速道路株式会社　　　支社（事務所）

支社長（所長）　　　　　　　　　　殿

住　所

会社名

代表者　　　　　　　　　印

工事しゅん功・一部しゅん功届

（工事名）

（一部しゅん功部分）

標記工事　　　　　　　を完成しましたので，お届けいたします。

様式第 17 号

平成　　年　　月　　日

中日本高速道路株式会社　　　支社（事務所）

支社長（所長）長　　　　　　　　　　　　殿

住　所

会社名

代表者　　　　　　　　　印

部　分　使　用　同　意　書

（工事名）

平成　　年　　月　　日付け　　号で協議のありました標記工事

の部分使用につきましては同意いたします。

様式第 18 号

監督員　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

請負人

現場代理人　　　　　　　印

工 事 中 事 故 報 告 書

（工事名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記工事について，下記のとおり事故が発生しましたので報告します。

1．発生年月日

2．発 生 場 所

3．死 傷 者 等

分　類 （一般公衆，下請業者等）	氏名	性別	年令	住所	所　属 業者名	職種	経歴	死亡	重傷	軽症	物件 その他の 損害

4．事故に対する措置

5．事故の状況及び原因

6．ＪＶの型式（甲型，乙型の別）

7．添付書類（位置図，状況図，写真等）

様式第20号

工　　　程　　　表

住　所　　　　　　　　　　工事名

会社名　　　　　　　　　　工事箇所（自）

代表者　　　　　　　　　　　　　　（至）

（代理人）　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

		数量	平成○年							平成○年								備考
			○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月	
準備工																		
全体																		

様式第 21 号

技術者台帳

元請会社名
監理技術者
生年月日
（写真添付）

元請会社名
主任技術者
生年月日
（写真添付）

元請会社名
主任技術者
生年月日
（写真添付）

会社名
主任技術者
生年月日
専任・非専任
（写真添付）

会社名
主任技術者
生年月日
専任・非専任
（写真添付）

会社名
主任技術者
生年月日
専任・非専任
（写真添付）

会社名
主任技術者
生年月日
専任・非専任
（写真添付）

会社名
主任技術者
生年月日
専任・非専任
（写真添付）

会社名
主任技術者
生年月日
専任・非専任
（写真添付）

会社名
主任技術者
生年月日
専任・非専任
（写真添付）

会社名
主任技術者
生年月日
専任・非専任
（写真添付）

会社名
主任技術者
生年月日
専任・非専任
（写真添付）

会社名
主任技術者
生年月日
専任・非専任
（写真添付）

会社名
主任技術者
生年月日
専任・非専任
（写真添付）

会社名
主任技術者
生年月日
専任・非専任
（写真添付）

注意事項

① 添付する写真は、縦３ｃｍ、横2.5ｃｍ程度の大きさとし、顔が判別できるものとする。

② 本様式は、２部作成するものとする。ただし、カラーコピー若しくはデジタルカメラ写真を印刷したものを提出してもよい。

様式第２２号

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

<table>
<tr><td>工 事 名</td><td></td><td>請負社名</td><td></td></tr>
<tr><td>項　　目</td><td>評　価　内　容</td><td colspan="2">備　　考</td></tr>
<tr><td rowspan="7">□　高度技術

工事全体を通して他の類似工事に比べて特異な技術力</td><td>□施工規模</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>□構造物固有</td><td colspan="2">既設施工と新設施工の機能拡充又は構造の拡充
運用中の既設設備や建物機能を確保しながらの施工</td></tr>
<tr><td>□技術固有</td><td colspan="2">特殊な工種及び工法
新工法(機器類を含む)及び新材料の適用</td></tr>
<tr><td>□自然・地盤条件</td><td colspan="2">湧水、地化水の影響
軟弱地盤、支持地盤の状況
制約の厳しい作業スペース等
気象現象の影響
地滑り、急流河川、潮流等、動植物等</td></tr>
<tr><td>□周辺環境等、社会条件</td><td colspan="2">埋設物等の地中内の作業障害物
鉄道・併用中の道路・建築物等の近接施工
騒音・振動・水質汚濁等環境対策
作業スペース制約・現道上の交通規制
廃棄物処理</td></tr>
<tr><td>□現場での対応</td><td colspan="2">災害等での臨機の処置
施工状況(条件)の変化への対応</td></tr>
<tr><td>□その他</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">□　創意工夫

「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫</td><td>□準備・後片付け</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>□施工関係</td><td colspan="2">加工組立等の工夫
配線、配管等での工夫
施工方法の工夫、施工環境の改善
仮設計画の工夫、施工管理、品質管理の工夫</td></tr>
<tr><td>□品質関係</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>□安全衛生関係</td><td colspan="2">安全施設・仮設備の配慮
安全教育・講習会・パトロールの工夫
作業環境の改善、交通事故防止の工夫</td></tr>
<tr><td>□施工管理関係</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>□その他</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>□社会性等地域社会や住民に対する貢献</td><td>□地域への貢献等</td><td colspan="2">地域の自然環境保全、動植物の保護
現場環境の地域への調和
地域住民とのコミュニケーション
ボランティアの実施</td></tr>
</table>

１．該当する項目の□にﾚマーク記入。

２．具体的ないようの説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

様式第２３号

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工　事　名			／
項　　　目		評 価 内 容	
提 案 内 容			

（説　明）

（添付図）

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

様式第 24 号

平成　　年　　月　　日

中日本高速道路株式会社　　　支社（事務所）

支社長（所長）　　　　　　　　　　　　殿

請負人

現場代理人　　　　　　　印

受　領　書

下記のとおり受領いたしました。

１　　材料名

２　　数　量

３　　形状、寸法、規格

４　　その他

様式第25号

平成　　年　　月　　日

監督員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

請負人

現場代理人＿＿＿＿＿＿＿＿印

返　還　書

下記のとおり返還いたします。

1　品名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　数量 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　形状、寸法、規格 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　貸与年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　その他 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記については受領いたしました。

中日本高速道路株式会社　　　支社（事務所）

支社長（所長）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

（注）２部提出させ、１部請負人に返還する。